



【ご報告】

詳しい説明をすると長くなってしまいますので、近日中にホームページないに説明を掲載する予定ですが、この度、私達 たんとキッズあおき は、青木村地域の**中核機能強化事業所**の認証を青木村及び、上小圏域自立支援協議会 市町村部会にて承認されました。認証された条件は下記の通りです。



- ・市町村と連携し、中核的役割を担う事業所として認められること。
- ・障害児支援の専門資格を持つ常勤専任職員を配置すること。
- ・地域全体の支援体制の強化を目的とし、発達支援や家族支援を包括的に提供すること。
- ・取り組み状況を年に1回以上公表し、地域に透明性を持たせること。
- ・自己評価を外部機関の客観的な意見を基に実施し、改善を図ること。

現在、今後の たんとキッズあおき の取り組みについて

青木村から、今年度も成長が緩やかなお子さんに対しての発達検査、かんがる一教室、ペアレント・トレーニングの委託を受けていきます。

また、今後も継続して 保育園、小学校、中学校と連携し、障がいのあるお子さんやその家族が安心して地域で生活できる環境整備に取り組んでいきます。

今後、取り組みに関しましては、このチラシでも年度終了後に報告をさせていただきながら、次年度の取り組みなども報告していきますので、これからも協力・応援よろしくお願いします。

コラム ～ 自閉スペクトラム支援の最先端、アメリカの研修を受けてみた ～

ずっと受けたいと思いながら、なかなかチャンスがなくやっと今年、受けることができました。TEACCH—ファンダメンタル・トレーニングという研修7日間が実施されました。

自閉スペクトラム症の方の支援の中に TEACCH（ティーチ）プログラムというものがあり、たんとでの支援も、この TEACCH プログラムや応用行動分析の考え方を中心に組み立てられているのですが、研修の開催場所が研修を主催している会社が佐賀県ということもあって、ほとんどが佐賀県で実施されているため、長野県から参加するにはとてもハードルが高いのです。

今回、オンラインで実施されるということで、思い切って応募してみました。

講師陣がアメリカのノースカロライナ州ということもあって、時差の都合もあり朝5時（ノースカロライナは夕方）からという早朝の研修でしたがとても勉強になりました。

普段から使っている手法や考え方の根拠や、最新の考え方などを日本のトレーナーの先生達にサポートしていただきながらの7日間は、しんどかったですが必ず役立てようと思いました。

さらに、2月は2泊3日で京都で開催された TEACCH コラボレーションセミナーにも参加していたのですが、そこでは日本での実践事例の発表だけでなく、アメリカの最新手法の説明などがあり、これもとても参考になりました。

これで、すべてがわかるわけでもなく、魔法使いのように対応できるわけではないですが、この合わせて10日間でまた1つ考え方の引き出しが増えた気がします。

これからも療育（支援）の中で、積極的に取り入れていきたいと思えます

裏面も読んでいただき、何かお子さんに不安や心配事などがありましたら、村の保健師や教育委員会、たんとキッズあおきまで、ご相談いただければ対応いたします。

たんとキッズあおき（NPO法人たんと。）

TEL 0268-75-6789

青木村田沢3075-1

■開所時間 9:00-17:00

■定休日 土日祝日

NPO法人たんと



大人になってからだ大変？障がい者手帳ってなに？

皆さんは障がい者手帳ってご存知ですか？ 「え？障害を持った人が持っている手帳でしょ？」
その通りです。しかし、全員が持っているわけではない事を知っていますか？
何らかの障がいとして診断された時、自動的に手帳が発行される訳ではなく、自分（もしくは保護者）が承諾し、さらに申請をしなければ取得する事ができない手帳なんです。大きさは、現在はクレジットカードなどのサイズになってきており、かなりコンパクトになっています。では、障がい者手帳にはどんなものがあるのでしょうか？
現在、日本国内で発行されている障がい者手帳は3種類です。

- 療育手帳
 - 身体障害者手帳
 - 精神障害者保健福祉手帳
- この3種類です。

あれれ？発達障がい者は手帳がないの？と思われた方もいるかと思いますが、実は専用の手帳がありません。
発達障がいの方は、主に精神障害者保健福祉手帳が多いのですが、お子さんの場合は療育手帳を取得することもあります。3つの手帳の主な障がいは、手帳名にあるものは容易に想像ができると思います。
身体障害者手帳は、身体（内部障がいも含む）に何らかの障がいがある方が取得します。
精神障害者保健福祉手帳は、精神障害（双極性障がい（重度の躁鬱）などの精神になんらかの障がいがある方になります。また、車の運転をされる方は気にされた方もいるかもしれませんが、てんかん発作の場合もこの精神障害者保健福祉手帳の取得者に該当します。
療育手帳だけなぜか手帳名だけでは想像ができませんが、主に知的障がいの方が取得されます。
東京では「愛の手帳」と呼ばれています。
手帳が意味あるか？と言われると、あまり必要性を感じていない方も多くいるかもしれませんが、私個人の考えとしては、もし該当するのであれば、早い段階で取得しておくのが良いかなと思っています。
では、実際に手帳を取得するとどんなメリット・デメリットがあるのでしょうか？

メリットとしては、全員ではないですが障がいの程度により等級が定められていて該当する場合は、税金などの優遇、各種サービスの割引や減免、就職時のサポートなどが保証されています。
また、成人であれば自己所有の自動車重量税の減免や電車料金の優遇、映画館などの娯楽施設の入場料の割引などがあります。
デメリットは、実は伝えなければ基本的に自分が持っている事は公表する必要はないので、生活に困らなければ特にありません。

ただ、場合によっては仕事の制限を受けたりするような事が発生する場合もあります。
例えば、てんかん発作の場合は運転免許の取得は可能ですが、運転の制限や場合によっては取り消される可能性もあることと、てんかん発作がある場合は事前に医師の診断を受け許可された方のみ取得（もしくは継続・更新）することができます。
また、全員ではありませんが、何等かの理由で働くことに制限があり収入に制限が出てしまう方は「障がい者年金」を受給することができる場合もあります。（これは手帳だけでなく、医師の診断なども必要になります）
手帳を取得しようと思われる方は、とりあえず、通院されている病院にまずは相談してみてください。
村の住民福祉課に相談をしてみてもいいかと思います。

障害者手帳は、いつ取得するのがいいのでしょうか？と思われる方もいるかと思いますが。
タイミングは、実は診断された時になるかと思いますが。取得した方が将来、自分自身が生活していく中で助けになることがあればすぐに取得してみてください。ただ、障がいの程度が軽度な方は取得しても先程お伝えした優遇に制限があり受けられないものもありますので、まずは確認していただくのが良いかと思います。
ゆくゆく将来は、マイナンバーカードの中に情報として記録されるようになるかもしれませんね。

障害者手帳のメリット・デメリット

メリット



医療面の支援



各種割引制度による支援



保育面・教育面の支援



就労に向けた支援



税務的支援
所得税・住民税・相続税の控除、
自動車税・軽自動車税・自動車取得税の減免、
預貯金の非課税対象化

デメリット

障害者手帳を取得することによるデメリットはございません



障害者手帳を所持していることを知られたくないと考える方もいらっしゃいますが、ご本人が伝えない限り、他人に知られることはありません。